無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年一月三十一日

一、墳墓等所在地　東京都港区南青山二丁目二六番三八号

一、墳墓等の名称　梅窓院墓苑　三区Ｂ列一〇番

金本家

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　東京都港区南青山二丁目二六番三八号　宗教法人梅窓院　中島真成

公示送達

西富久地区第一種市街地再開発事業に係る左記の者に対する都市再開発法第八十六条第一項の規定による権利変換の処分に関する通知は、送付を受けるべき者の通知を送付すべき場所を確知することができないので、都市再開発法第百三十五条の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容をつぎのとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者

住所　東京都府中市住吉町二丁目三〇番地

氏名　松本　功

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一

七三　三三・〇六㎡（持分一／一〇八）

住所　東京都世田谷区北烏山二丁目九番五―三〇九号

氏名　奥富　重雄

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一

七三　三三・〇六㎡（持分一／三二四）

住所　東京都新宿区市谷富久町一一八番地

氏名　野田　昌子

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一

七三　三三・〇六㎡（持分一／六四八）

住所　東京都新宿区市谷富久町一一八番地

氏名　土肥仙太郎

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一

七三　三三・〇六㎡（持分一／二七）

住所　千葉県船橋市海神二丁目五番二〇号石田アパート二〇二号

氏名　林　清次

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一

七三　三三・〇六㎡（持分一／二一六）

住所　東京都新宿区市谷富久町一一八番地

氏名　猪又　慶昌

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一

七三　三三・〇六㎡（持分一／二七）

住所　東京都新宿区市谷富久町一一八番地

氏名　原　初平

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一

七三　三三・〇六㎡（持分一／二七）

住所　東京都新宿区市谷富久町一一八番地

氏名　高木　和子

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一

七三　三三・〇六㎡（持分一／二七）

住所　長野県上伊那郡南箕輪村六〇九三番地コーポラスタバタ2Ｆ　Ｂ―一号

氏名　三澤　久夫

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一

七三　三三・〇六㎡（持分一／三四〇二）

住所　長野県伊那市中央五〇四四番地一

氏名　福澤ミチエ

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一

七三　三三・〇六㎡（持分一／五六七）

住所　東京都新宿区市谷富久町一一八番地

氏名　斉藤松太郎

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一

七三　三三・〇六㎡（持分一／二七）

住所　東京都新宿区市谷富久町一一八番地

氏名　新井　美代

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一

七三　三三・〇六㎡（持分一／二七）

住所　東京都新宿区市谷富久町一一八番地

氏名　北村　邦一

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一

七三　三三・〇六㎡（持分一／二七）

住所　東京都新宿区市谷富久町一一八番地

氏名　甲斐亀太郎

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一

七三　三三・〇六㎡（持分一／二七）

二、通知の内容

都市再開発法第八十六条第一項の規定により、西富久地区第一種市街地再開発事業の権利変換の処分について左記のように定めましたので通知します。

一　第一種市街地再開発事業の名称

西富久地区第一種市街地再開発事業

二　施行者の氏名又は名称

西富久地区市街地再開発組合

三　事務所の所在地

東京都新宿区新宿五丁目一番一号一〇一

四　権利変換計画に係る施行地区又は工区に含まれる地域の名称

東京都新宿区富久町

五八―四、五、六、八、九、一七、一八、一九、二〇、二二

五九―一四〇、一四一、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八三、二八四の一部、二八五、二九八、二九九、三三七、三三八、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三、三四四、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五二、三五三

七〇―二、七一―七一八―一、二の一部、四、五、六、七、八、九、一〇の一部、一二、一三、一五、一七、一八の一部、一九、三五の一部、三八、三九、四一の一部、四三、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、六三、六四、七〇、七一、七三、七四、七五、七七、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八七、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四二、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五八、一五九、一六三、一六四、一六五、一六六、一六八、一七〇、一七二、一七四、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八の一部、一九〇、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇七、二一一、二一九、二二〇、二二一、二二二、二三、二二六、二二八、二二九、二三五、二三九、二四五の一部、二四七、二四八、二四九、二五〇

一二二―六、七、八、一〇、一二四―三の一部

一二九―五の一部、六の一部、七、八の一部、九の一部、一〇の一部、一一、一二、二八の一部

一三六―一、二、四、五

東京都新宿区新宿五丁目一番及び二番地先

東京都新宿区新宿六丁目四一二番地先

五　権利変換期日

平成二十三年十二月二十七日

六　権利変換計画の認可を受けた年月日

平成二十三年十二月九日

七　権利変換計画の内容

従後の権利の状況　専用部分　Ｔ２［階Ｂ１、床面積　三〇・七九㎡、用途　地域施設、共用部分の共有持分　全体共用（廊下・階段・昇降機・その他）二二、四四九／一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、施設建築敷地の共有持分　四三、六四八／一〇〇、〇〇〇、〇〇〇］

なお、権利変換計画書、配置設計図は西富久地区市街地再開発組合事務所で閲覧できます。

八　教示

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して六十日以内に東京都知事に対し審査請求をすることができます。

平成二十四年一月三十一日

東京都新宿区新宿五丁目一番一号一〇一

西富久地区市街地再開発組合

理事長　笹野　亨